（企画部に置く課）

第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

地方調整課

地方協力確保課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

連絡調整課（沖縄防衛局に限る。）

移設整備課（沖縄防衛局に限る。）

施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

周辺環境整備課

防音対策課

住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）

住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）

業務課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設補償課（東北防衛局に限る。）

施設管理課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得補償課（近畿中部防衛局に限る。）

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［略］

2～4　［略］

5　沖縄防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号（他課の所掌に属するものを除く。）及び第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

（地方協力確保課の所掌事務）

第十五条の二　地方協力確保課は、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務（北関東防衛局にあっては地方調整課の所掌に属するものを、沖縄防衛局にあっては他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（連絡調整課の所掌事務）

第十五条の三　連絡調整課は、法第四条第一項第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（課等の所掌事務の特例）

第四十四条　地方防衛局長は、必要があると認めるときは、地方調整課の事務（第十五条第一項第二号に掲げる事務に限る。）及び地方協力確保課の事務の一部を地方防衛局の他の課等において処理させることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（企画部に置く課）

第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

地方調整課

地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）

連絡調整課（沖縄防衛局に限る。）

移設整備課（沖縄防衛局に限る。）

施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

周辺環境整備課

防音対策課

住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）

住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）

業務課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設補償課（東北防衛局に限る。）

施設管理課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得補償課（近畿中部防衛局に限る。）

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［同上］

2～4　［同上］

5　沖縄防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号（連絡調整課及び移設整備課の所掌に属するものを除く。）及び第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

（地方協力基盤整備課の所掌事務）

第十五条の二　地方協力基盤整備課は、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務（前条第三項第二号に規定するものを除く。）をつかさどる。

（連絡調整課の所掌事務）

第十五条の三　連絡調整課は、法第四条第一項第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関する事務（第十五条第五項及び第十六条に規定するものを除く。）をつかさどる。

（課等の所掌事務の特例）

第四十四条　地方防衛局長は、必要があると認めるときは、地方調整課の事務（第十五条第一項第二号に掲げる事務に限る。）及び地方協力基盤整備課の事務の一部を地方防衛局の他の課等において処理させることができる。